建築設計業務委託の進め方

― 適切に設計者選定を行うためのマニュアル ―

平成30年5月 全国営繕主管課長会議

(別紙1) 技術提案における視覚的表現の許容範囲

1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適当と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【許容しない表現の例】

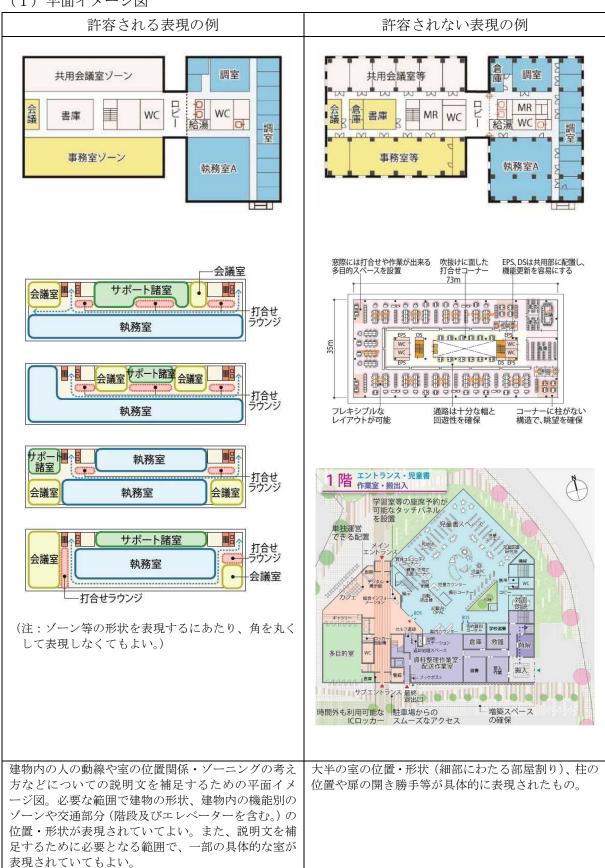
- ・具体的な設計図、模型(模型写真を含む。)、精巧・精密な透視図等
- ・大半の室の位置・形状 (細部にわたる部屋割り)、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の 既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な 詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM 等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

3 許容される表現と許容されない表現の具体例

(1) 平面イメージ図



(2) 外観(立面・鳥瞰) イメージ図

許容される表現の例

許容されない表現の例









景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が 評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係 の考え方などについての説明文を補足するための外観イメー ジ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易 なファサードの表現がされていてもよい。 簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングに よる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

(3)配置イメージ図

許容される表現の例 許容されない表現の例 南北の駐車場からの アプローチに配慮して 出入口を2カ所設置 ユニバーサルなアプローチ 地盤を一部すきとり ポケットバークを スローブ状こして 建物入口に摺りつけます ●●駅 ●●警察署 国道 至●●市役所→ ▲▲通り 10m の き面後退 ●●城をモチー とした石垣 バス停 緑のオープ 10mの 壁面後退 南駐車場 駐車場 市道 出入口 公用車庫 庁舎 出入口 緑のオースペース ●● 植栽帯で 視線制御 (11台 車寄せ 来庁者駐車場 来庁者駐車場 THE WORKS mananananananan bahar ba 999999 開架·閲覧 相談室 集会 事務·管理 駐車場からの事務 アプローチ 搬入 搬入 踊り場下駐輪場・ (360台) (注:ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表 現しなくてもよい。) 敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方な 建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に

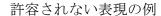
どについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定 の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現 されていてもよい。

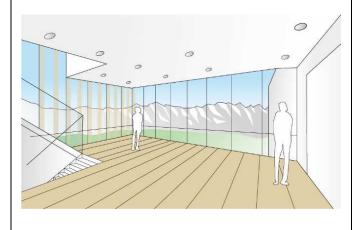
該当するもの。

屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例











室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。

仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細 が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。